

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
（第五版）の公表

2025年9月25日
CISTEC事務局

9月24日、安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）の改訂版（第五版）が公表¹されました。

本年10月9日に施行される通常兵器に関するキャッチオール規制を適切に管理するための具体的な手続きなどを新たに設けられ、併せて同第四版（2022年2月）以降に創設された技術管理強化のための官民対話スキームや慎重な管理が必要となる研究分野の例示なども追記されています。

第五版に盛り込まれた概要は以下のとおりです。

（第五版の p.101 にも第四版以降の制度改正の概要が紹介されています。）

1. 通常兵器キャッチオール規制関連（2025年10月9日施行）

輸出令別表第1の16の項が、特定品目（同項（1））とそれ以外（同項（2））に分けられ、通常兵器に関する客観要件（用途要件、需要者要件）の対象が拡大される改正が行われました²（外国ユーザーリストの懸念区分にも「通常兵器」が追加される予定です）。

さらに、これまでキャッチオール規制の対象外であった輸出令別表第3の国（グループA国）を仕向地とする輸出についてインフォーム要件も追加されました。

キャッチオール規制の仕向地別の適用範囲

		グループA国	一般国	国連武器禁輸国・地域
大量破壊兵器 キャッチオール規制	客観要件	-	●	●
	インフォーム要件	●	●	●
通常兵器 キャッチオール規制	客観要件	-	▲	●
	インフォーム要件	●	●	●

¹ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版（経済産業省安全保障貿易管理サイト）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

² 補完的輸出規制の見直しについて（経済産業省安全保障貿易管理サイト）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply-01/20251009_catchminaoshi/20251009catchall.html
※Q&Aも9月25日付で公表されています。

▲については、特定品目の 16 (1) のみが対象。

※客観要件は (1) 用途要件、(2) 需要者要件で構成。

(1) 用途要件 : 輸出先等において兵器開発等に用いられるか否か

(2) 需要者要件 : 輸入者、需要者が兵器開発等を行う (行っていた) か否か

外国ユーザーリスト掲載の企業・組織か否か

(出典) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第五版

(令和 7 年 9 月) p.18

これに伴い、本ガイダンス (第五版) において、同制度の概要の追記等 (p.16 ~p.19、p.26、p.27 等) や帳票類が改訂 (p.127、p.129 等) されています。

2. 技術管理強化のための官民対話スキーム関連 (2024 年 12 月施行)

安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、適切な技術管理を行うために経産省との間で対話する枠組みとして官民対話スキームが創設³されました。

これに伴い、本ガイダンス (第五版) において、同制度の概要が追記 (p.28 ~p.29 等) されています。

3. その他 (特に慎重な審査が必要な研究分野の例示、技術提供に先立ち相手方の特定類型該当性の確認を必須等)

外為法の規制対象となりうる技術として、大学・研究機関において特に慎重な審査が必要な研究分野の具体例として、科学研究費助成事業の研究分野 (p.35~p.36) が追加されています。

みなし輸出管理については、大学等における研究活動で想定される特定類型に該当する留学生等が行う安全保障貿易管理の規制対象となる活動を例示し (p.41)、リスト規制該当技術等を扱う大学・研究機関は技術提供に先立ち、提供相手の特定類型該当性の確認を必須 (p.51) とするなどの改訂がなされています。

以上

³ 技術管理強化のための官民対話スキーム (経済産業省安全保障貿易管理サイト)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo08.html>